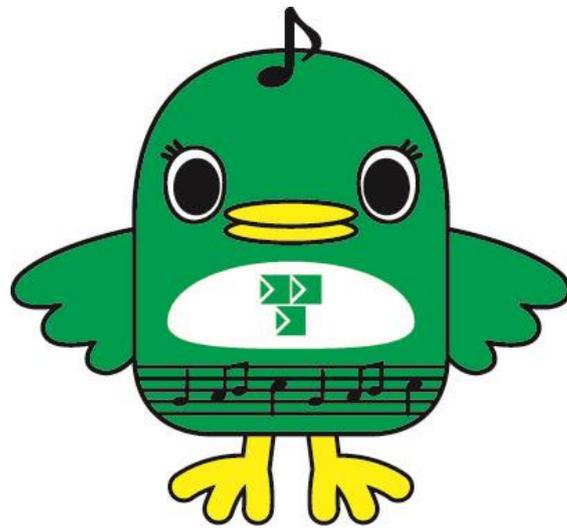


# 習志野市公共施設等総合管理計画（骨子案） 【令和 8 年度改訂】



平成 28(2016)年 3 月

令和 3(2021)年 3 月 改訂

令和 8(2026)年 3 月 改訂

習志野市

～ 骨子案全般における注意事項 ～

骨子案の時点で確定できていない内容については  
黄色で網掛けしています。



## 《 目 次 》

はじめに .....	*
第1章 公共施設等総合管理計画について .....	*
1. 1 目的 .....	*
1. 2 位置付け .....	*
1. 3 役割 .....	*
1. 4 対象施設 .....	*
1. 5 個別施設計画 .....	*
第2章 公共施設等の現状と将来の見通し .....	*
2. 1 公共施設の現状と課題解決に向けた方向性 .....	*
2. 2 公共施設等の状況及び過去に実施した対策の実績 .....	*
2. 3 総人口と年代別人口についての今後の見通し .....	*
第3章 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み .....	*
3. 1 中長期的な経費の算出について .....	*
3. 2 公共建築物 .....	*
3. 3 一般会計に属するインフラ・プラント系施設 .....	*
3. 4 公営企業会計に属するインフラ・プラント系施設 .....	*
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 .....	*
4. 1 計画期間 .....	*
4. 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 .....	*
4. 3 現状や課題に関する基本認識 .....	*
4. 4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	*
4. 5 P D C Aサイクルの推進方針 .....	*
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 .....	*
5. 1 公共建築物 .....	*
5. 2 インフラ・プラント系施設 .....	*

### 【参考資料】

1. 対象施設一覧表
2. 財政の現状と普通建設事業費等の実績
3. 自然体の更新等経費の算出方法

に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取り組みとなります。

しかし、第2章における公共施設の現状と将来見通しにおいて示したように、現状では、全般的に公共施設の老朽化が急速に進んでおり、今後、公共施設の更新等には多額の費用が必要となることが予想される一方、そのための財源確保は困難な状況が想定されています。特に、地震等と対応可能な公共施設について財源不足が予想されます。

こうした状況を踏まえ、公共建築物に関する個別施設計画である「公共建築物再生計画」やインフラ・プラント系施設ごとの「個別施設計画」の見直しを進めながら、更なる現状把握と課題の分析を行い、そのうえで合理的な資産管理のもとで老朽化対策を実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとしていくこととします。

現在調整中

#### 4.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 基本方針

##### 基本方針1 長寿命化と質的向上の推進

###### 1-1

- ・計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を推進します。
- ・予防保全に転換することにより公共建築物のライフサイクルコストを削減します。
- ・法定点検等を着実に実施し、安全性の確保が困難な状況が確認された際には、計画の見直しを速やかに検討します。

###### 1-2

- ・バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン及び脱炭素化を推進するとともに、効率的運営などによる公共建築物の質的向上を図ります。

###### 1-3

- ・災害時における避難所としての機能を強化・維持します。

##### 基本方針2 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

###### 2-1

- ・施設重視から機能優先の考え方により、公共建築物の複合化・多機能化を推進します。

###### 2-2

- ・機能をできる限り維持し、総量を圧縮することにより、公共建築物の更新等経費を削減します。

###### 2-3

- ・人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。
- ・優先順位は公共建築物につけるのではなく、機能に順位付けを行います。
- ・インフラ・プラント系施設については、市民生活と密接に関わっていることから、各施設の特性を考慮し、現在の取組みを進めつつ、今後、中長期的な経営的視点に基づ

く総量の適正化を目指します。

**基本方針3** 資産の有効活用と財源の確保

3-1

- ・機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として公共施設等再生整備基金に積み立てます。
- ・老朽化対策の財源確保策として、PFI・コンセッションなどを推進します。

(2) 公共施設の管理に関する具体的な実施方針等

①点検・診断等の実施方針

公共建築物については、法定点検の結果や技術職員による劣化診断等を適宜実施することにより各施設の現状把握を行うとともに、施設所管課職員に対する研修の実施や点検マニュアルの作成等により日常的な点検体制を構築していきます。

インフラ・プラント系施設については、清掃・パトロール等の日常管理と定期的な点検を実施するとともに、施設に応じた技術基準等に準拠しつつ適正に点検・診断等を実施します。

②維持管理・更新等の実施方針

公共建築物については、「公共建築物再生計画」に基づく大規模改修、長寿命化改修、更新の実施を目指すとともに、毎年予算編成時における施設情報システムを活用した工事実施課と各施設所管課との情報交換や現場確認等に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用した維持管理・更新等の実施を目指します。

インフラ・プラント系施設については、予防保全の考え方に立ち、劣化状況等の把握を行いつつ、計画的な維持管理・更新等を図り、工事量の縮減・平準化によるライフサイクルコストの低減を目指します。

③安全確保の実施方針

公共施設の安全確保は施設管理者に求められる基本事項であることから、建築基準法の定期点検などの各種法令に基づく点検等を適正に実施するとともに、施設管理者による自主点検、劣化診断等を適宜実施することなどにより、公共施設の安全確保に努めます。

④耐震化の実施方針

公共建築物については、「習志野市耐震改修促進計画」において定められた耐震化目標に基づき、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施していくこととします。

インフラ・プラント系施設については、各施設の状況に応じた計画的な耐震化を進めていきます。

⑤長寿命化の実施方針

公共施設の適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

現在調整中